自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴 う損失補償に関する訓令を次のとおり定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれ に伴う損失補償に関する訓令

改正 平成27年10月1日省訓第39号

改正 平成28年3月31日省訓第36号

改正 平成31年4月26日省訓第23号

改正 令和3年1月29日省訓第1号

目次

第1章 総則(第1条-第3条)

第2章 制限水域の設定手続(第4条-第9条)

第3章 自衛隊法第105条に基づく損失補償等の手続(第10条-第19条)

第4章 契約に基づく損失補償等の手続(第20条一第25条)

第5章 損失補償の支払報告等(第26条・第27条 )

第6章 調查·算定等(第28条)

第7章 雑則(第29条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに伴う損失補償については、自衛隊法(昭和29年 法律第165号)第105条、自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第152条から第154条まで、自衛隊法施行規則(昭和29年総理府令第40号。以下「施行規則」という。)第87条及び第87条の2に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意 義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 訓練等 水面を使用して行う訓練又は試験研究をいう。
- (2) 制限水域 自衛隊法第105条第1項の規定により漁船の操業が制限され、若しくは禁止され、又は契約により漁業権若しくは入漁権の行使(これらの権利の行使以外の漁船の操業を含む。第4号において同じ。)が制限され、若しくは禁止された水面の区域をいう。
- (3) 漁船の操業制限等 自衛隊法第105条第1 項の規定により漁船の操業を制限し、又は禁止 することをいう。
- (4) 漁業権等の行使制限等 契約により漁業権又 は入漁権の行使を制限し、又は禁止することを いう。
- (5) 幕僚長等 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官をいう。(防衛大臣の指示)

第3条幕僚長等及び地方防衛局長(東海防衛支局長を

含む。以下同じ。)は、制限水域の設定及びこれに伴う損失補償に関し特殊異例にわたる事案の処理については、防衛大臣の指示を受けるものとする。

第2章 制限水域の設定手続

(制限水域設定の相互調整)

第4条 幕僚長等、地方協力局長及び地方防衛局長は、 制限水域の設定に関し、相互に緊密な調整を行わなければならない。

(制限水域設定基本計画書の作成等)

- 第5条 幕僚長等は、自衛隊の訓練等を行うため、新た に制限水域を設定する必要があると認めるときは、制 限水域設定基本計画書(以下「基本計画書」という。
  - )を作成し、防衛大臣の承認を得なければならない。
- 2 前項の基本計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 設定しようとする制限水域の名称及び範囲
  - (2) 漁業の操業を制限し、又は禁止しようとする 期日又は期間

- (3) 漁業の操業の制限又は禁止の態様
- (4) 訓練等の概要
- (5) その他参考となる事項
- 3 幕僚長等は、事情の変更その他の理由により、第1項の規定により防衛大臣の承認を得た基本計画書の内容を変更しようとするときは、必要に応じ地方協力局長と協議の上、変更内容、変更理由その他参考となる事項を記載した制限水域設定変更基本計画書(以下「変更基本計画書」という。)を作成し、地方協力局長等に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、当該変更が制限水域の範囲を拡大するものであるとき、又は漁業の操業を制限し、若しくは禁止しようとする期日又は期間を増加するものであるときは、防衛大臣の承認を得なければならない。
- 5 幕僚長等は、第1項及び前項の承認があったときは 、その旨を地方協力局長及び関係する地方防衛局長( 以下「地方協力局長等」という。)に通知するものと

する。

6 幕僚長等は、基本計画書(第1項の規定により防衛 大臣の承認を得た基本計画書又はその内容が第3項の 規定により作成した変更基本計画書(第4項の規定に 該当する場合にあっては、同項の規定により防衛大臣 の承認を得た変更基本計画書)により変更された基本 計画書をいう。以下同じ。)に係る制限水域の設定計 画を取りやめたときは、直ちにその旨を地方協力局長 等に通知するとともに、防衛大臣に報告しなければな らない。

(予算概算要求書資料)

第6条 地方協力局長は、幕僚長等の協力を得て、基本 計画書に基づき、制限水域の設定に伴う損失補償に係 る予算概算要求書の資料を作成するものとする。

(制限水域設定実施計画書の作成等)

第7条 地方協力局長は、基本計画書に基づき制限水域 設定実施計画書(以下「実施計画書」という。)を作 成し、その写しを幕僚長等に送付するとともに、地方 防衛局長に通知するものとする。

- 2 前項の実施計画書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 設定しようとする制限水域の名称及び範囲
  - (2) 漁業の操業を制限し、又は禁止しようとする 期日又は期間
  - (3) 漁業の操業の制限又は禁止の態様
  - (4) 制限水域の設定方法
  - (5) 年間損失補償見込額
  - (6) その他参考となる事項
- 3 地方協力局長は、基本計画書の内容の変更その他の理由により、第1項に規定する実施計画書の内容を変更しようとするときは、必要に応じ幕僚長等と協議の上、変更内容、変更理由その他参考となる事項を記載した制限水域設定変更実施計画書(以下「変更実施計画書」という。)を作成し、その写しを幕僚長等に送付するとともに、地方防衛局長に通知するものとする。

(制限水域の設定)

第8条 地方防衛局長は、地方協力局長から前条第1項 又は第3項に規定する実施計画書又は変更実施計画書 (以下「実施計画書等」という。)の通知を受けたと きは、当該実施計画書等に基づき、制限水域の設定に 関し必要な措置をとらなければならない。

(関係行政機関及び関係漁業者との調整等)

- 第9条 地方防衛局長は、前条の規定に基づき、必要な措置をとるため、関係都道府県知事(以下「関係知事」という。)及び関係市町村長に対し協力を要請するとともに、関係漁業者と調整を図るものとする。
- 2 前項の調整を終了し、当該制限水域の設定について 関係漁業者の同意を得たときは、漁船の操業制限等に あっては、関係漁業者から別記第1号様式による同意 書の提出を求め、漁業権等の行使制限にあっては、関 係漁業者と別記第2号様式による合意書を取り交わし 、それぞれの写しを添えて、地方協力局長に通知しな ければならない。
- 3 地方防衛局長は、関係漁業者の反対等により、前項

の同意が得られないときは、防衛大臣に意見を付して 報告し、その指示を求めるものとする。

第3章 自衛隊法第105条に基づく損失補償等の手続

(漁船の操業制限等の通知)

第10条 地方防衛局長は、漁船の操業制限等がされたときは、直ちに、別記第3号様式による漁船の操業制限等通知書により関係漁業者に通知するとともに、その写しを関係知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(漁船の操業制限等の解除又は変更の通知)

第11条 地方防衛局長は、前条の通知をした後、漁船の操業制限等が解除され、又は変更されたときは、直ちに、別記第4号様式による漁船の操業制限等解除(変更)通知書により関係漁業者に通知するとともに、その写しを関係知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(損失補償申請書の提出等)

- 第12条 地方防衛局長は、施行規則第87条に規定する時期までに施行規則第87条の2に規定する損失補償申請書(以下「申請書」という。)を提出させるよう関係知事及び関係漁業者に対し必要な措置をとらなければならない。
- 2 地方防衛局長は、同一制限水域に関して、2人以上の申請者があるときは、施行規則別表第9の規定によることができる。
- 3 前項の場合において、次の各号に掲げる書類を添付するよう当該申請者に教示するものとする。
  - (1) 漁業者の場合には、別記第5号様式による個人別補償申請内訳書
  - (2) 漁業従事者の場合には、別記第6号様式による漁業従事者補償申請内訳書

(補償調書等の作成)

第13条 地方防衛局長は、関係知事から申請書の送付 を受けた場合には、遅滞なく、補償すべき損失の有無 を調査し、補償すべき損失がないと認めるときはこの 旨を明らかにする書類を、補償すべき損失があると認めるときは次項に規定する算定基準により当該損失の補償額を算定の上、別記第7号様式による補償調書を、それぞれ作成するものとする。

- 2 補償額の算定については、次の各号に掲げる算定基準によるものとする。
  - (1) 漁業者に対しては、操業制限等を受けた期間 に係る平年漁業所得額(操業制限等の直前の3 年以上の間の漁業総収入金額又は総益金からそ れぞれその間の必要経費又は総損金を控除した 額の平均額に相当する額をいう。)から操業制 限等を受けた期間における実際の漁業所得額を 差し引いた額の8割に相当する額
  - (2) 漁業従事者に対しては、操業制限等を受けた 期間における通常受けるべき賃金の額の8割に 相当する額から操業制限等を受けた期間におけ る実際の賃金の額を差し引いた額
- 3 補償調書には、必要に応じ、次の各号に掲げる書類

を添付するものとする。

- (1) 別記第8号様式による個人別補償額一覧表
- (2) 別記第9号様式による粗収入計算書
- (3) 別記第10号様式による漁業経営費計算書
- (4) 別記第11号様式による漁業従事者補償計算 書
- (5) その他の補償額算定資料及び証明書類
- 4 地方防衛局長は、第1項の規定により補償すべき損失がないことを明らかにする書類及び補償調書を作成する場合において、必要があると認めるときは、防衛施設地方審議会に諮問(東海防衛支局の事務に係る諮問は、近畿中部防衛局長が行う。)するものとする。

(補償調書等の送付)

- 第14条 地方防衛局長は、前条第1項の規定により補償すべき損失がないことを明らかにする書類及び補償調書を作成したときは、申請書の写しにこの写しを添えて、防衛大臣に送付するものとする。
- 2 地方防衛局長は、前項の規定により補償調書の写し

を防衛大臣に送付するときは、別記第12号様式による漁業補償調査表及び次の各号に掲げる事項を記載した補償額算定内容説明書を添付しなければならない。

- (1) 漁船の操業制限等の状況及び損失発生の概要
- (2) 平年漁業所得額の調査及び算定の方法
- (3) 制限時漁業所得額の調査及び算定の方法
- (4) 漁業従事者補償額を算出したときは、賃金分配方法その他補償額の算定に必要な事項 (補償額の決定等)
- 第15条 防衛大臣は、前条の規定による補償調書等の送付を受けたときは、その内容を審査の上、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には、補償額を決定し、遅滞なく別記第13号様式による補償額決定通知書を地方防衛局長に送付する。この場合において、防衛大臣は、補償調書の内容を変更したときは、その内容を地方防衛局長に通知する。
- 2 地方防衛局長は、前項の補償額決定通知書の送付を 受けたときは、直ちに関係知事を経由して当該申請者

に送付するものとする。

(損失補償同意書)

- 第16条 地方防衛局長は、前条の規定により補償額決定通知書を申請者に送付したときは、速やかに当該申請者から別記第14号様式による損失補償同意書の提出を求め、支払のために必要な措置をとるものとする。 (異議の申出)
- 第17条 地方防衛局長は、申請者から施行規則第87 条の2に規定する異議申出書の提出があったときは、 意見を記載した書類を添えて、当該異議申出書を5日 以内に防衛大臣に送付するものとする。

(異議の申出に対する補償額の決定通知)

第18条 防衛大臣は、前条の規定による異議申出関係 書類の送付を受けたときは、その内容を審査の上、損 失の有無及び補償額を決定し、遅滞なく別記第15号 様式による異議の申出に対する決定通知書により、地 方防衛局長を経由して申出人に通知する。

(異議の申出に対する決定通知に対する同意)

第19条 第16条の規定は、異議の申出に対する決定 通知書を申出人に送付した場合について準用する。

第4章 契約に基づく損失補償等の手続

(漁業権等の行使制限等の通知等)

第20条 地方防衛局長は、地方協力局長から漁業権等の行使制限等を実施する旨の通知があったときは、直ちに別記第16号様式による漁業権等の行使制限等通知書により関係漁業者に通知するとともに、その写しを関係知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(漁業権等の行使制限等の解除又は変更の通知)

第21条 地方防衛局長は、前条の通知をした後、地方協力局長から漁業権等の行使制限等について、これを解除し、又はその内容を変更した旨の通知があったときは、直ちに別記第17号様式による漁業権等の行使制限等解除(変更)通知書により関係漁業者に通知するとともに、その写しを関係知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

# (申請書の提出等)

- 第22条 地方防衛局長は、漁業権等の行使制限等の終期又は地方防衛局長が適当と認める時期に、補償額算定対象期間を定め、関係漁業者から別記第18号様式による漁業権等の行使制限等に伴う損失補償申請書を提出させるよう必要な措置をとらなければならない。
- 2 地方防衛局長は、同一制限水域に関して、2人以上の申請者があるときは、第12条第3項の規定に準じて教示するものとする。

(補償額の決定等)

- 第23条 地方防衛局長は、前条第1項の漁業権等の行使制限等に伴う損失補償申請書を受理したときは、遅滞なく、補償すべき損失の有無を調査し、補償すべき損失がないと認めるときはこの旨を明らかにする書類を、補償すべき損失があると認めるときは第13条第1項及び第3項の規定に準じて補償調書及びその添付書類を作成し、補償額を決定するものとする。
- 2 地方防衛局長は、地方協力局長の指定する事案につ

いて、前項の規定により補償額を決定するときは、あらかじめ、次の各号に掲げる書類を添えて地方協力局長に協議しなければならない。

- (1) 漁業権等の行使制限等に伴う損失補償申請書 の写し
- (2) 補償調書
- (3) 第14条第2項に規定する書類に準ずる書類(損失補償契約の締結)
- 第24条 地方防衛局長は、前条の規定により補償額を 決定したときは、遅滞なく、別記第19号様式による 損失補償額決定通知書により申請者に通知し、別記第 20号様式による損失補償契約書により損失補償契約 を締結するものとする。

(補償額再審査要求)

第25条 地方防衛局長は、申請者が補償額に異議があって前条の損失補償契約が締結できないときは、申請者から別記第21号様式による補償額再審査要求書を提出させるものとする。

- 2 地方防衛局長は、前項の補償額再審査要求書の提出 があったときは、速やかに意見を記載した書類を添え て当該再審査要求書を防衛大臣に送付するものとする。
- 3 防衛大臣は、再審査を要求された事案に対する補償額について、別記第22号様式による補償額再審査決定通知書に審査資料を添えて、これを地方防衛局長に送付する。
- 4 地方防衛局長は、前項の補償額再審査決定通知書の 送付を受けたときは、再審査を要求した者に当該補償 額再審査決定通知書を送付し、損失補償契約書により 損失補償契約を締結するものとする。

第5章 損失補償の支払報告等 (漁業補償処理報告)

第26条 地方防衛局長は、自衛隊法第105条に基づく損失の補償に係る補償金の支払を終了したときは、 遅滞なく、別記第23号様式による漁業補償処理報告 書により、地方協力局長に報告するとともに、その旨 を関係知事に通知するものとする。 2 地方防衛局長は、契約に基づく損失の補償に係る補償金の支払を終了したときは、遅滞なく、別記第23 号様式による漁業補償処理報告書により地方協力局長に報告するものとする。

(損失補償実績報告書)

- 第27条 地方協力局長は、毎年度における制限水域の設定に伴う損失補償の実績の報告書を作成し、翌年度の5月末までに防衛大臣に報告するとともに幕僚長等に通知するものとする。
- 2 前項の報告書には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 制限水域の名称
  - (2) 損失補償額
  - (3) 補償対象期間(漁業の操業を制限し、又は禁止した期日又は期間で、前号の損失補償額の支払の対象となったものをいう。)

第6章 調查、算定等

(通則)

第28条 漁船の操業制限等又は漁業権等の行使制限に 伴う損失補償額を決定するために行う調査、補償額の 算定等については、駐留軍の制限水域に存する漁業権 等の行使制限及び漁船の操業制限等並びにこれらに伴 う損失補償に関する訓令(平成19年防衛省訓令第6 2号)第27条の規定に準じて行うものとする。

第7章 雑則

(委任規定)

- 第29条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項は、幕僚長等又は地方協力局長が その所掌に属する事務について、必要に応じ、相互に 協議し、それぞれ定めるものとする。
- 2 幕僚長等及び地方協力局長は、前項の規定により必要な事項を定めたときは、これを防衛大臣に報告するものとする。

附則

- 1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。
- 2 自衛隊の訓練等に必要な制限水域の設定及びこれに

伴う損失補償に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第10号)及び自衛隊法第105条の規定に基づく損失補償額の決定等に関する訓令(平成18年防衛庁訓令第113号)は、廃止する。

附 則 (平成27年10月1日省訓第39号) この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日省訓第36号)

- 1 この訓令は、行政不服審査法の施行の日(平成28 年4月1日)から施行する。
- 2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この訓令の施行前にされた行政庁の処分又はこの訓令の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月26日省訓第23号)

- 1 この訓令は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の様式を使用するに当たっては、必要に応じ、各様式中「令和」とあるのは「平成」とする修正を加えたものを使用することができる。

附 則(令和3年1月29日省訓第1号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和3年1月29日から施行する。 (経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# 別記第1号様式(第9条関係)

同 意 書

(関係漁業者)は、下記の漁船の操業制限(禁止)については、当該制限(禁止)による損失に関し適正な補償が行われることを条件として同意する。

記

- 1 制限水域名
- 2 制 限 期 間
- 3 制限水域の範囲
- 4 制 限 事 項

令和 年 月 日

(関係漁業者名)

## 別記第2号様式(第9条関係)

合 意 書

甲(国)と乙(関係漁業者)とは、(制限水域名)における漁業の操業制限及びこれによる損失の補償について、下記のとおり合意する。

韶

- 1 乙は、次の漁業の操業制限について同意する。
- (1) 制 限 期 間
- (2) 制限水域の範囲
- (3) 制 限 事 項
- 2 甲は、前項の制限によって被った損失については別途契約により適正な補償を行 う。
- 3 本合意は、甲からの制限通知を乙が受けたときから効力を生ずる。
- 4 第1項の制限期間の満了前において、甲において漁業の操業制限をする必要がなくなり、甲から、あらかじめその旨を乙に通知したときは、当該操業制限をする必要がなくなる日から第1項の合意は、その効力を失う。

令和 年 月 日

甲国 防衛局長 東海防衛支局長

乙 (関係漁業者)

## 別記第3号様式(第10条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

(関係漁業者) 殿

防衛局長 東海防衛支局長

## 漁船の操業制限等通知書

自衛隊法(昭和29年法律第165号)第105条第1項の規定に基づき令和 年 月 日付け防衛省告示第 号により、下記のとおり漁船の操業が制限(禁止)されたので通知します。

- 1 制限水域の名称
- 2 制限(禁止)期間
- 3 制限(禁止)水域の範囲
- 4 制限(禁止)事項

## 別記第4号様式(第11条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

(関係漁業者) 殿

防衛局長 東海防衛支局長

# 漁船の操業制限等解除(変更)通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって通知しました(制限水域名)に係る 漁船の操業制限(禁止)について、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第105 条第1項の規定に基づき令和 年 月 日付け防衛省告示第 号により下記 のとおり解除(変更)されたので通知します。

- 1 制限(禁止)解除(変更)年月日
- 2 制限 (禁止) 解除 (変更) された水域の範囲
- 3 変更された制限(禁止)期間
- 4 変更された制限 (禁止) 事項

#### 個 人 別 補 償 申 請 内 訳 書

代表申請者(住所氏名) 組合名

	免		粗	収入	経	営費	所(	 导 額			漁	船		免	許・許可	ıj	従業者数
										登争							
	許																
申請者氏名		漁業種類	平年	制限時	平年	制限時	平 年	制限時	申請額	年月日	番号	隻数	トン数	年月日	番号	期間	
	自																
	別																
				7 F	円	円	円	円	円			隻	トン				人

#### 漁業 従事者 補償申請 内 訳書

代表申請者(住所氏名) 組合名

_	1 (32)	. ин. в	<u> </u>	エルト	4-H /																										和上一口	711				
											従	É	事し	,	7	V	た	通	常	受	け	る	ベ	き	操	業	の †	制图	艮等	0						
ŀ	自言	青	者	氏	名	免	許	•	自	· 另	}[]														期	間	12	お	け	る	申	請	額	備	ž	考
											淮	Ŕ	業		種		類	賃		金		の		額	賃	金	Ø	額								
																								円						円			円			
1											- 1																									

補 償 調 書

	年 月 日							調書作成者	所属官職	氏	名	
	受ける者の住称(代表申請者						申請金額		査定金額			
	制限水域						制限期間		補償期間			
免 • 許	漁業種類			漁業経	<b>圣営者に対する</b> 技	員失補償		漁業従	・ 作事者に対する損	失補償	備	考
自・別			対象者数	粗収入	経営費 (経営費率)	所得額	補償額	対象者数	労務費	補償額		
73.4		平年	人	円	円 ( %)	円	円	人	円	円		
		制限時										
		平年										
		制限時										
		平年										
		制限時										
		平年										
		制限時										

注:補償額欄には個人別補償額の集計額を記入すること。

#### 個 人 別 補 償 額 一 覧 表

補償を受ける者の氏名 (代表申請者)		損失補償額	漁業協同組合名	
漁業種類申請者名				

#### 粗 収 入 計 算 書

	ける者の氏				補償	期間		. ~ .		漁業協同組合名		
名又は名称	(代表申請者) 主たる魚種		平 年			制限時	:		漁業規模		備	考
		漁獲数量	魚価	粗収入	漁獲数量	魚価	粗収入	漁船隻数	漁船トン数	漁網の名称及び統数		
		kg	円	円	kg	円	円	隻	トン	統		

注:免許及び許可漁業については、備考欄に免許番号及び許可番号を記載のこと

#### 漁業経営費計算書

補償を受ける者の氏名又は			調	查	漁業種類
名 称 ( 代 表 申 請 者 )			対 象	者	
漁業粗収入	平 年	制限時	経	営 費 の 算	i 出 方 法
	Р	円			
漁業経営費	平年	制限時			
	円	円			
漁船及び船具の減価償却費					
建物及び工作物の減価償却費					
漁船及び船具の修理費					
漁 具 の 修 理 費					
漁 網 の 修 理 費					
燃油費					
雇 用 労 務 費					
販 売 手 数 料					
種 苗 費					
その他の消耗資材費					
餌代					
その他の経費					
合 計					
経 営 費 率					

#### 漁業従事者補償計算書

補償を受	ける者の氏名																					補償	期間	~
職名	(ア) 平 年 の j 労 務	雇用費	(イ 平 延	) 年 の べ	· 雇	用員	(ウ) 平 年 雇 用	の 1 労 務	人	当 カ の 8	는 り 0 %	制雇	i) 限 用 <del>第</del>	時 務	の費	制実	r) 限 『 際 の	寺の 雇用	制一雇	カ) 限 時 <i>の</i> 人 当 た り 用 労 務 費	) ) }	補償	額	備 考 (固定給等の場合)
	総	額		人員×					× -	80		総				延	ベ 、員×日	員		(工) (才)	((	(ウ) - (オ)	- (カ))	
		円				人					円				円			人		F	9		円	
賃金支払方	<u>·</u> 法:														l				賃	金総額(雇用労	務費組	総額の詞	計算方法)	)

#### 漁 業 補 償 調 査 表

防衛局

組合	免 ・ 許	漁業		補償	i	ı	粗刂	又入		営費 費率)	対象	者数	操業	体数		統当た		損失	-補償申	請	備考
別	· 自 · 別	種類	経 営 者 別	(ア) 今 期	(イ) 前年 同期	(ア) (イ)	平年	制限時	平年	制限時	今期	前年同期	今期	前年同期	(ウ) (ウ) 期	( (工前年同期	( <u>ウ</u> ) (エ)	申請者数	操業体数	申請額	
			72.9	H	円		H	円	円 (%)	円 (%)		791	<del>"</del>	称	<del>"</del> 円	<del>"</del> 円		人	*************************************	刊 H	

注:漁業従事者に対する補償については、「粗収入」欄を「労務費」欄とみなして記入する。

## 別記第13号様式(第15条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

(関係漁業者) 殿( 知事経由)

防衛大臣

#### 補償額決定通知書

漁船の操業制限等に伴う損失の補償額を下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 制限水域
- 2 補償すべき損失の有無
- 3 損失補償額 金 円 ただし令和 年 月 日から令和 年 月 日までの分とする。

注:この決定に係る異議の申出及び訴えの提起については、裏面を参照のこと。

#### (裏面)

この決定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に、 書面で、防衛大臣に対して異議を申し出ることができます。

また、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第105条第9項及び第10項の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、民事訴訟法(平成8年法律第109号)に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。

## 別記第14号様式(第16条関係)

## 損失補償同意書

令和 年 月 日付け第 号 補 償 額 決定通知書により通知 と受けた自衛隊法(昭和29年法律第165号)第105条による損失補償については、下記の損失補償額その他の事項について異議なく、この金額を受領の上は、今後 いかなる名義によつても請求しません。

記

- 1 損失補償額
- 2 補償期間
- 3 補償内容

年 月 日

防衛局長 東海防衛支局長 殿

住所 氏名

## 別記第15号様式(第18条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

 (関係漁業者)
 殿

 防衛局長
 経由

 東海防衛支局長

防衛大臣

## 異議の申出に対する決定通知書

令和 年 月 日付けをもって異議の申出があった貴殿に対する補償額は、 下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補償すべき損失の有無
- 2 補償決定金額
- 3 決定理由
- 4 その他の事項

注:この決定に係る訴えの提起については、裏面を参照のこと。

#### (裏面)

この決定に不服があるときは、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第105条第9項及び第10項の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣)、民事訴訟法(平成8年法律第109号)に規定する裁判所に増額請求の訴えを提起することができます。

## 別記第16号様式(第20条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

(関係漁業者) 殿

防衛局長東海防衛支局長

## 漁業権等の行使制限等通知書

令和 年 月 日付けをもって締結された合意書に基づき、自衛隊の訓練、 試験研究のため、下記により水面を使用することになりましたので通知します。

- 1 制限(禁止)期間
- 2 制限 (禁止) 水域の範囲
- 3 制限(禁止)事項

## 別記第17号様式(第21条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

(関係漁業者) 殿

防衛局長東海防衛支局長

## 漁業権等の行使制限等解除(変更)通知書

令和 年 月 日付け第 号をもって通知しました水面の使用については、令和 年 月 日付けをもって締結された合意書により、下記のとおりその解除(変更)が決定しましたので通知します。

- 1 制限(禁止)解除(変更)年月日
- 2 変更された制限(禁止)期間
- 3 制限(禁止)解除(変更)された水域
- 4 変更された制限 (禁止) 事項

# 別記第18号様式(第22条関係)

漁業権等の行使制限等に伴う損失補償申請書

令和 年 月 日

申請者の住所 氏 名

防衛局長 東海防衛支局長 殿

令和 年 月 日付け合意書に基づく漁業権等の行使制限等に伴う損失の補償を下記により申請します。

1	漁業の種類	
2	制限水域名	
3	補償期間	
4	損失額	
5	その他参考となる事項	

## 別記第19号様式(第24条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

(関係漁業者) 殿

防衛局長東海防衛支局長

## 損失補償額決定通知書

貴殿の漁業権等の行使制限等による損失については、下記のとおり決定したので通知します。

この損失補償額に異議のない場合は、この通知を受けた日の翌日から30日以内に同封の損失補償契約書に記名押印の上、返送願います。

- 1 損失を受けた漁業の種類
- 2 補償期間
- 3 補償決定金額
- 4 その他の事項

#### 別記第20号様式(第24条関係)

#### 損 失 補 償 契 約 書

(制限水域名)における漁業権等の行使制限等による損失補償の実施について、(防衛局長名又は東海防衛支局長名)を甲とし、(代表申請者名)を乙として、甲乙間に下記条項により損失補償契約を締結する。

記

- 第1条 損失を受けた漁業の種類は、次のとおりとする。
- 第2条 この契約による損失補償期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする
- 第3条 この契約に基づく補償額(内訳は、別紙のとおり。)は、<u>¥</u> \_\_\_とし、乙の支払要求のあった日から30日以内に甲の指定する場所において支払う。
- 2 甲は、30日以内に補償金額を支払わなかったときは、政府契約の支払遅延防止 等に関する法律(昭和24年法律第256号)の支払遅延利息を乙に支払うものと する。
- 3 前項の遅延利息は、同法に基づき財務省告示の定める利率による。
- 第4条 乙は、前条の補償金を受領の上は、本件に関して甲に対し今後いかなる名義 によっても補償の請求をしない。
- 第5条 この契約に関し、当事者間に疑義を生じたときは、甲乙協議して決定する。 この契約を証するため、契約書2通を作成し、記名押印の上、甲乙各1通を保有す る。

令和 年 月 日

甲 防衛局長 東海防衛支局長 印

乙 (代表申請者名) 印

## 別記第21号様式(第25条関係)

令和 年 月 日

 防衛大臣 殿

 防衛局長

 東海防衛支局長

再審査要求者の住所 氏名又は名称

#### 補償額再審查要求書

令和 年 月 日付け第 号をもって通知を受けた 防衛局長 東海防衛支局長 漁業権等の行使制限による損失補償額については、下記の理由により再審査を要求します。

- 1 漁 業 の 種 類
- 2 補 償 期 間
- 3 通知された補償額
- 4 希望する補償額
- 5 再審査を要求する理由
- 6 その他参考となる事項及び資料 (別紙)

## 別記第22号様式(第25条関係)

 文
 書
 番
 号

 令和
 年
 月
 日

殿

, 防衛局長 経由 東海防衛支局長

防衛大臣

# 補償額再審査決定通知書

令和 年 月 日付けをもって補償額再審査要求があった件については、下 記のとおり決定したので通知します。

- 1 補償決定額
- 2 決定理由
- 3 その他の事項

No.			
INU.			

#### 漁 業 補 償 処 理 報 告 書

防衛局

制限水域名:

補償期間: ・ ・ ・~ ・ ・

東海防衛支局

支担 担行 相 方	免 ・ 許	漁	業		粗収入	魚価		<b>営費</b> 費率)	劣	務費		補償金	ı		補償対	対象数	I	支年月日		損失補償申請	
の相手   方 	· 自 · 別	種	類	平年	制限時	平年制限時	平年	制限時	平年	制限時	経営者	従事者	計	経営者	従事者	漁船	漁網	日日	申請者数	申請金額	
				P	B 円	円	円 (%)	円 ( %)	F	A H	P	H	円	人	人	隻	統		人		H

- 注:1 支出負担行為の相手方別、免・許・自別、漁業種類別に記入すること。
  - 2 魚価の欄の記載は平年、制限時別に2段書きにすること。